

# 人道的介入

## 0、はじめに

### 1、人道的介入とは

- ① 極度の人権侵害がおきていること
- ② 当該国自らがその迫害を行っているもまたは迫害停止の意思や能力を欠いていること
- ③ 介入するのは他の国（あるいは国々）であること
- ④ 介入は「武力行使」であること

### 2、交流会のテーマ

- ・人道的介入の正統性・・・人道的介入の本来的な目的・価値とは
- ・人道的介入の正当性・・・許容しうる人道的介入のかたちの模索

### 3、人道的介入 一正統性

人権と国家主権

#### ①問題の意識化

- ・冷戦の終結・・・東西対立や核戦争防止といった問題に代わり人権問題が地球規模の課題へそれにともない国連の再活性化への期待も高まる
- ・人権問題の多発・・・ボスニアヘルツェゴヴィナの民族浄化やソマリア内戦、ルワンダ民族対立

→国際的期待が 90 年代前半には高まるが「ソマリアの失敗」で 90 年代後半には色褪せる

#### ②不干涉の原則

第二次大戦以降の不干涉原則

- ・国際連合憲章

第二条七項 この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国内管轄内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない。

→国際組織から国内問題への介入を嫌う米国の提案だが自国の干渉主義政策による限定解釈と中小国による不干涉原則の強調

- ・友好関係原則宣言（1970 年）

いかなる国家または国家集団も、直接または間接に、理由の如何を問わず、他の国内または対外の事項に干渉する権利を有しない。したがって、国家の人格またはその政治、経済

及び文化的要素に対する武力干渉及びその他のいかなるかたちの介入もしくは威嚇の試みも、国際法に違反する。

→国連総会決議による不干渉原則・武力不行使原則など抽象的な国連憲章を明確化・具体化  
・21世紀における国連の役割（2000年）2000年9月のミレニアムサミットに向けてアナン事務総長が発表した報告書

国家主権が、人道に対する罪の立てに使われてはならない

→国連の政治介入への意思

#### ☆ 論点1…人権は国家主権を超えるか

#### 4、人道的介入 一正当性

人道的介入を具体的に考察する上での判断基準

- ①はなはだしい人権侵害の存在
- ②武力行使は最後の手段
- ③介入目的は人権侵害の停止
- ④手段は状況の深刻さに比例し実施期間も必要最小限
- ⑤措置の結果、人道的成果が期待できること

以上を踏まえた上でのケーススタディ

NATOによるユーゴ空爆

##### ①人権侵害の事実

- ・スレブレニツァの悲劇（1995年7月）…国連指定の安全地域であったスレブレニツァがセルビア系勢力によるムスリムへの攻撃の激化により陥落。以後、虐殺、難民の発生。
- ・ラチャク事件（1999年1月）…セルビア系勢力がラチャク村を襲撃 →介入の口実・引き金となる

##### ②介入側の武力行使までの歩み

- ・外交的説得の懐疑
- ・安保理の機能停止…自国内に民族紛争を抱える中ロが安保理において拒否権行使

##### ③介入の目的

- ・ユーゴ連邦軍とセルヴィア治安隊によるアルバニア系住民への虐待の停止
- ・ユーゴ和平合意案の受諾

##### ④武力介入の手段

- ・NATO軍の被害の最小化のための空爆

##### ⑤措置の結果

- ・ミロシェビッチ大統領のコソヴォからの撤兵
- ・空爆による軍事目標以外の爆撃

☆ 論点2…安保理の決議を経ぬままの武力行使はNATOという地域的国際機関によるものとはいえ許容しうるものか。

☆ 論点3…空爆という手段を用いた介入により出てしまった被害を考慮すると人道的介入と位置づけられるのか

**【参考文献】**

- ・最上敏樹 『人道的介入 ー正義の武力行使はあるかー』 岩波新書 2001年
- ・大沼保昭 『人権、国家、文明 普遍主義的人権観から文際的人権観へ』 筑摩書房 1998年
- ・田中明彦 『ワード・ポリティクス グローバリゼーションの中の日本外交』 筑摩書房 2000年
- ・田中明彦 『新しい中世 相互依存深まる世界システム』 日経ビジネス人文庫 2003年